

瀬戸市告示第5号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月6日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和5年2月14日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 1 号 議 案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について……………	1
第 2 号 議 案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について……………	3
第 3 号 議 案	瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正に ついて……………	5
第 4 号 議 案	瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて……………	6
第 5 号 議 案	市有財産（土地及び建物）の無償貸付につい て……………	9
第 6 号 議 案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	1 1
第 7 号 議 案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について……………	1 3
第 8 号 議 案	瀬戸市いきいき瀬戸 2 1 計画策定委員会条例 の制定について……………	2 5
第 9 号 議 案	瀬戸市せとまち人材応援成金基金条例の一 部改正について……………	2 9
第 1 0 号 議 案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	3 1
第 1 1 号 議 案	市道路線の認定について……………	5 6
第 1 2 号 議 案	市道路線の変更について……………	5 8
第 1 3 号 議 案	瀬戸市下水道条例の一部改正について……………	6 1
第 1 4 号 議 案	令和 4 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 2	

	号) ……………	別冊
第 1 5 号議案	令和 4 年度瀬戸市一般会計補正予算 (第 1 3 号) ……………	別冊
第 1 6 号議案	令和 4 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
第 1 7 号議案	令和 4 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
第 1 8 号議案	令和 4 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	別冊
第 1 9 号議案	令和 4 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
第 2 0 号議案	令和 4 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) ……………	別冊
第 2 1 号議案	令和 5 年度瀬戸市一般会計予算 ……………	別冊
第 2 2 号議案	令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算 ……………	別冊
第 2 3 号議案	令和 5 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算 ……………	別冊
第 2 4 号議案	令和 5 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算 ……………	別冊
第 2 5 号議案	令和 5 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算 ……………	別冊
第 2 6 号議案	令和 5 年度瀬戸市水道事業会計予算 ……………	別冊
第 2 7 号議案	令和 5 年度瀬戸市下水道事業会計予算 ……………	別冊
報告 第 1 号	専決処分の報告について ……………	別紙
報告 第 2 号	専決処分の報告について ……………	別紙

5 年市長提出第 1 号議案

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の定数) 第 4 条 <省略> <u>(秘密保持)</u>	(委員の定数) 第 4 条 <省略>
第 5 条 <u>附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u>	
<u>(瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員の秘密保持に係る罰則)</u>	
第 6 条 <u>瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員で前条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</u>	
(委任) 第 7 条 <省略>	(委任) 第 5 条 <省略>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、附属機関の委員に秘密保持の義務を課すとともに、瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員が秘密保持の義務に違反した場合の罰則を定めるに当たり、瀬戸市附属機関設置条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 2 号議案

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 <省略> <u>(給料表改定の効力発生時期の特例)</u> 2 第 4 条（第 2 0 条第 4 項の規定により適用する場合を含む。）の規定により給与条例第 4 条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 1 項の規定を準用する場合において、給与条例第 4 条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料及び報酬についての当該改定の効力は、当該改定に係る各条例の規定にかかわらず、当該各条例の施行の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該各条例の施行の日	附 則 (施行期日) 1 <省略>

<p>が4月1日であるときは、その日) から生ずる ものとする。</p> <p>(瀬戸市旅費条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> <省略></p> <p>(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p><u>4</u> <省略></p>	<p>(瀬戸市旅費条例の一部改正)</p> <p><u>2</u> <省略></p> <p>(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> <省略></p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、施行の日以後に任用された会計年度任用職員の給料について適用し、施行の日前に任用された会計年度任用職員の給料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、一会計年度中の会計年度任用職員の給料及び報酬を一定とするに当たり、瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 3 号議案

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正について

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 7 2 条第 1 項</u> 及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 7 7 条第 1 項</u> 及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正に伴い、瀬戸市子ども・子育て会議条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 4 号議案

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
 条例の一部改正について

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
 例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
 る条例の一部を改正する条例

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
 例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
 線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第 6 条の 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用</u> <u>者の安全の確保を図るため、放課後児童健全事</u> <u>業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業の設</u> <u>備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所</u> <u>外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育</u> <u>成事業所での生活その他の日常生活における安</u> <u>全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放</u> <u>課後児童健全育成事業所における安全に関する</u> <u>事項についての計画（以下この条において「安</u> <u>全計画」という。）を策定し、当該安全計画に</u> <u>従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第 6 条 <省略></p>

安全計画について周知するとともに、前項の研究及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第12条 <省略>

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務

(虐待等の禁止)

第12条 <省略>

継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(理 由)

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第5号議案

市有財産（土地及び建物）の無償貸付について

次のとおり市有財産（土地及び建物）を無償で貸し付けるものとする。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所在地 瀬戸市春雨町4番外7筆

合計面積 4,403.29平方メートル

(2) 建物

名称 東保育園

所在地 瀬戸市春雨町4番地

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 872.42平方メートル

内訳

本館 849.70平方メートル

屋外便所及び倉庫 22.72平方メートル

2 貸付の目的 民間事業者が引き続き保育所事業を実施するため

3 貸付の相手方 名古屋市東区泉一丁目21番27号 泉ファースト
スクエア5F

株式会社トットメイト

代表取締役社長 石原めぐみ

4 貸付期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、東保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地及び建物を無償で貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

5年市長提出第6号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第13条 <u>削除</u>	<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し <u>その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、瀬戸市家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 7 号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 4 条 <省略> 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第 1 9 条第 3 号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第 1 9 条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第 1 9 条第 1 号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第 1 9 条第 2 号</u> に掲げる小学校	第 4 条 <省略> 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第 1 9 条第 1 項第 3 号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第 1 9 条第 1 項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第 1 9 条第 1 項第 1 号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第 1 9 条第 1 項第 2 号</u> に掲げる

<p>就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる 小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 <省略></p>	<p>第6条 <省略></p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4及び5 <省略> (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>4及び5 <省略> (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 <省略></p>	<p>第7条 <省略></p>

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 <省略>

2及び3 <省略>

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 <省略>

2及び3 <省略>

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に

要する費用

ア 次の⑦又は⑧に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ⑦又は⑧に定める金額未満であるものに対する副食の提供

⑦ 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

⑧ 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ⑧において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の⑦又は⑧に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ⑦又は⑧に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

⑦ 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

⑧ 法第19条第2号に掲げる小学校就学

要する費用

ア 次の⑦又は⑧に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ⑦又は⑧に定める金額未満であるものに対する副食の提供

⑦ 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

⑧ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ⑧において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の⑦又は⑧に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ⑦又は⑧に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

⑦ 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

⑧ 法第19条第1項第2号に掲げる小学

<p>前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ <省略></p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>5及び6 <省略></p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)から(11)まで <省略></p>	<p>校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ <省略></p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>5及び6 <省略></p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)から(11)まで <省略></p>
---	--

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特

定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⁷中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ⁸中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに

定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⁷中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ⁸中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就

係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労

学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号」とあるのは「同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用

働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 <省略>

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第

する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 <省略>

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第

1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以

1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども

下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型

もを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用

<p>保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 <省略></p>	<p>地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第8号議案

瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会条例の制定について

瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画である「いきいき瀬戸21 健康日本21瀬戸市計画」（以下「計画」という。）の策定等に関する事項について調査審議するため、委員会を設置する。

(担当事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 地域の健康づくり推進に携わるボランティア団体の構成員
 - (4) 愛知県瀬戸保健所の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する担当事務の終了をもって終わるものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、又は賛否を問い、会議に代えることがで

きる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(理 由)

この案を提出するのは、「いきいき瀬戸21 健康日本21瀬戸市計画」を策定等するに当たり、瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会を設置するため必要があるからである。

瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会条例案要綱

この条例は、「いきいき瀬戸21 健康日本21瀬戸市計画」（以下「計画」という。）の策定等に当たり設置する瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、その組織及び運営に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 担当事務について

委員会の担当事務は、計画の策定及び計画の策定に関し必要と認められる事項について調査審議するもの。（第3条関係）

第2 組織について

委員会は、委員10人以内で組織し、委員長及び副委員長を置くもの。（第4条及び第6条関係）

第3 会議について

委員会の会議は、委員長が招集し、半数以上の委員の出席を要件とし、議事は出席委員の過半数で決することとするもの。（第7条関係）

第4 庶務について

委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理するもの。（第11条関係）

第5 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設けるもの。

令和 5 年市長提出第 9 号議案

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例の一部改正について

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例の一部を改正する条例

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例（平成 2 9 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 2 条 本市は、大学生等の市内企業への就職を促進し、若者の本市への定着を図るとともに、将来の地域産業の担い手を育成し、及び確保するため、瀬戸市せとまち人材応援助成金基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第 2 条 本市は、 <u>奨学金返還に要する費用を助成すること</u> で、大学生等の市内企業への就職を促進し、若者の本市への定着を図るとともに、将来の地域産業の担い手を育成し、及び確保するため、瀬戸市せとまち人材応援助成金基金（以下「基金」という。）を設置する。
(処分) 第 7 条 基金は、 <u>第 2 条に規定する目的を達成するための経費の</u> 財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。	(処分) 第 7 条 基金は、 <u>奨学金返還の助成に要する財源</u> に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市せとまち人材応援成金基金の用途を拡大するに当たり、瀬戸市せとまち人材応援成金基金条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 1 0 号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る 1 団地内に建築等をする 1 又は 2 以上の建築物の特例認定申請手数料	<省略>	建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る 1 団地内に建築される 1 又は 2 以上の建築物の特例認定申請手数料	<省略>
建築基準法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に	建築物（建築等をするものをいう。以下この項において同じ。）の数が 1 のときは 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上のときは 7 8,	建築基準法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が 1 のときは 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上のときは 7 8, 0 0

対する審査に係る既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	対する審査に係る既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	0円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするものをいう。以下この項において同じ。）の数が1のときは78,000円、建築物の数が2以上のときは78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1のときは78,000円、建築物の数が2以上のときは78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
<省略>		<省略>	
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための	<省略> (1) 一戸建て住宅 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円 (2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための	<省略> (1) 一戸建て住宅 1件につき37,100円 (2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1

<p>建築物の新築等の計画認定申請手数料</p>	<p>住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき74,600円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき112,600円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき170,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき242,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき313,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1</p>	<p>建築物の新築等の計画認定申請手数料</p>	<p>棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。)第</p>
--------------------------	---	--------------------------	--

棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の

10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件に

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち

つき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706

その他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の

、300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

		合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円 (3)及び(4) <省略>			(3)及び(4) <省略>
都市の	<省略>	<省略>	都市の	<省略>	<省略>
低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	その他の場合	<p>1) 一戸建て住宅 <u>建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10,100円、その他のものは1件につき19,200円</u></p> <p>2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,6</p>	低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	その他の場合	<p>1) 一戸建て住宅 <u>1件につき19,200円</u></p> <p>2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,6</p>

00円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき40,200円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき61,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき93,900円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき135,200円、1棟の総戸数が201以上300以下

00円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,

のときは1件につき174,200円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき197,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物の非住宅部分

900円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以

に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900

内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方

0円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るものうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メ

ートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円

		<p>メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円</p> <p>(3)及び(4) <省略></p>			<p>(3)及び(4) <省略></p>
<省略>			<省略>		
建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>その他建築物の場合</p> <p>省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの</p>	<p>(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円</p> <p>(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき74,600円、1棟の総</p>	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>その他建築物の場合</p> <p>省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの</p>	<p>(1) 一戸建て住宅 1件につき37,100円</p> <p>(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100</p>

	<p>戸数が26以上50以下のときは1件につき112,600円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき170,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき242,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき313,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総</p>		<p>以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき</p>
--	---	--	---

戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メ

は1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,

		<p>一トルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の</p>		<p>800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円</p>
--	--	--	--	--

		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとときは1件につき952,400円			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更	その他建築物の場合省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10,100円、その他のものは1件につき19,200円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更	その他建築物の場合省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	(1) 一戸建て住宅 1件につき19,200円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請

<p>認定申請手数料</p>	<p>に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が<u>建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が11以上25以下のと</u></p>	<p>認定申請手数料</p>	<p>に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400</p>
----------------	---	----------------	---

		<p>きは1件につき40, 200円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき61, 300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき93, 900円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき135, 200円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174, 200円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき197, 000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19, 200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38, 500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54, 500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77, 100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111, 400円、1棟の総戸数が51以上100</p>		<p>0円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161, 300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220, 600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288, 500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336, 900円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48, 600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のときは1件につき62, 300円、非住宅部分の床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のときは1件につき82, 600円、非住宅部分の床面積の合計が2, 000平方メートルを超</p>
--	--	--	--	--

		<p>0以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき</p>		<p>え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の</p>
--	--	---	--	--

		<p>きは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るものうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メー</p>		<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円</p>
--	--	---	--	---

		トルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	その他建築物の場合省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に	<省略>	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	その他建築物の場合省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に	<省略>

ギー消費性能基準適合認定申請手数料		係るもの（共同住宅等にあつては全住戸が該当するもの）		ギー消費性能基準適合認定申請手数料	係るもの	
		<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成14年法律第149号）第5条第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」とい	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成14年法律第149号）第5条第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」とい	長期修繕計画の数が1である場合	1件につき42,100円			
		長期修繕計画の数が1を超える場合	1件につき42,100円に1を超える長期修繕計画の数に22,500円を乗じて得た額を加算した額			

1) とうこと	う。)が証さ				
認定申	れてい				
請手数	る場合				
料	として				
	市長が				
	定める				
	場合以				
	外の場				
	合				
マンシ	マンシ	長期修	1件につき42,100円		
ヨンの	ヨンの	繕計画			
管理の	管理の	の数が			
適正化	適正化	1であ			
の推進	の推進	る場合			
に關す	に關す	長期修	1件につき42,100円		
る法律	る法律	繕計画	に1を超える長期修繕計画		
第5条	第5条	の数が	の數に22,500円を乗		
の6第	の4各	2以上	じて得た額を加算した額		
2項の	号(第	である			
規定に	4号に	場合			
より準	あつて				
用され	は、マ				
る同法	ンシヨ				
第5条	ン管理				
の3第	適正化				
1項の	指針に				
規定に	係る部				
基づく	分に限				
管理計	る。)				
画認定	に掲げ				
更新申	る基準				
請手数	に適合				
料	してい				
	ること				

が証さ れている 場合 として 市長が 定める 場合以 外の場 合				
<省略>		<省略>		
備考 <省略>		備考 <省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の瀬戸市手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表中次に掲げる項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
 - (1) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る1団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料の項
 - (2) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料の項
 - (3) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査に係る一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料の項
 - (4) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関

する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料の項

- (5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項の規定により準用される同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画更新申請手数料の項

（経過措置）

- 2 前項第4号及び第5号を除く新条例の規定は、施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。

（理由）

この案を提出するのは、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の一部改正及びマンションの管理の適正化に関する法律（平成12年法律第149号）の一部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第11号議案

市道路線の認定について

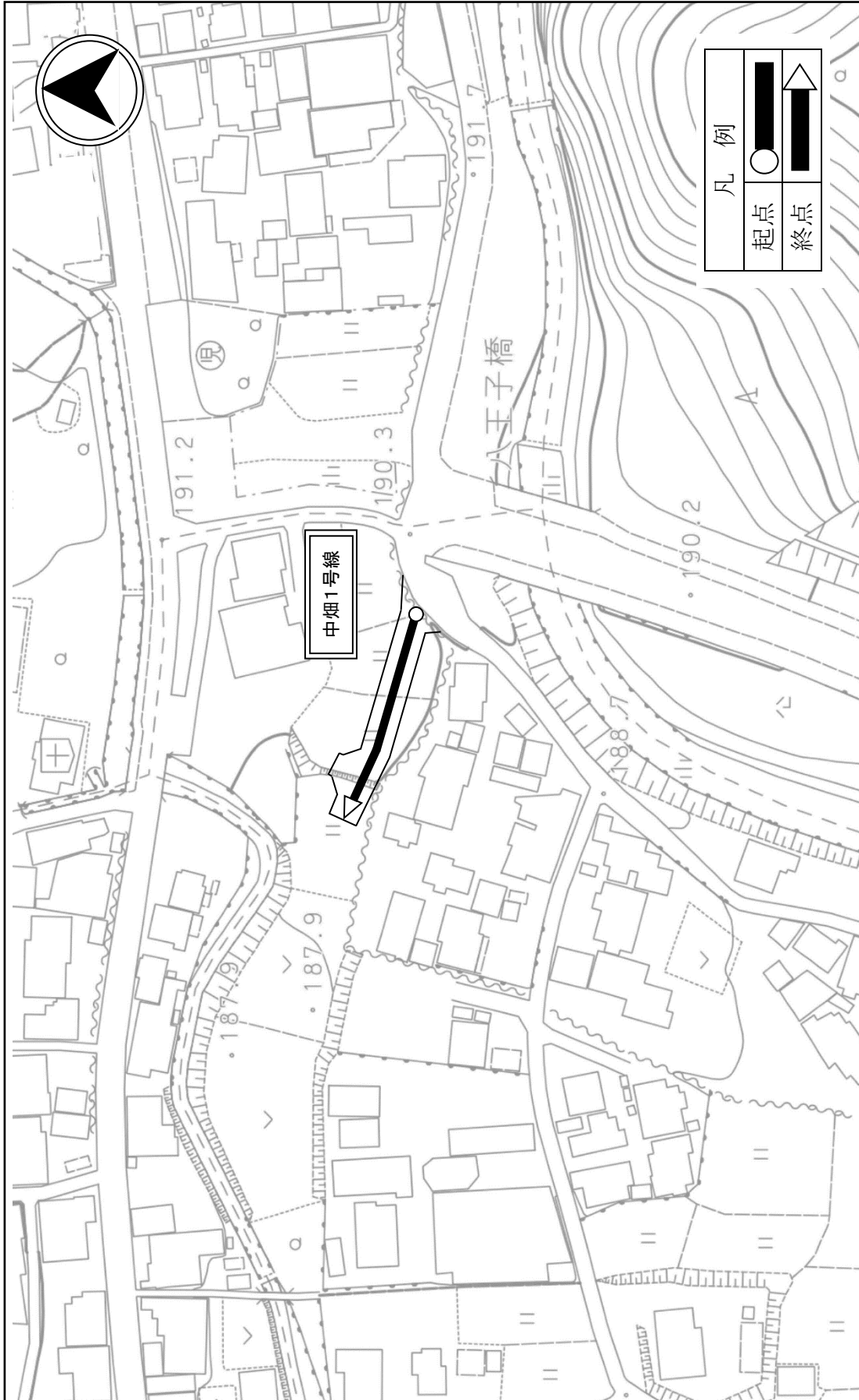
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
04120	中畑1号線	中畑町116番13地先
		中畑町116番10地先

認定路線図



5年市長提出第12号議案

市道路線の変更について

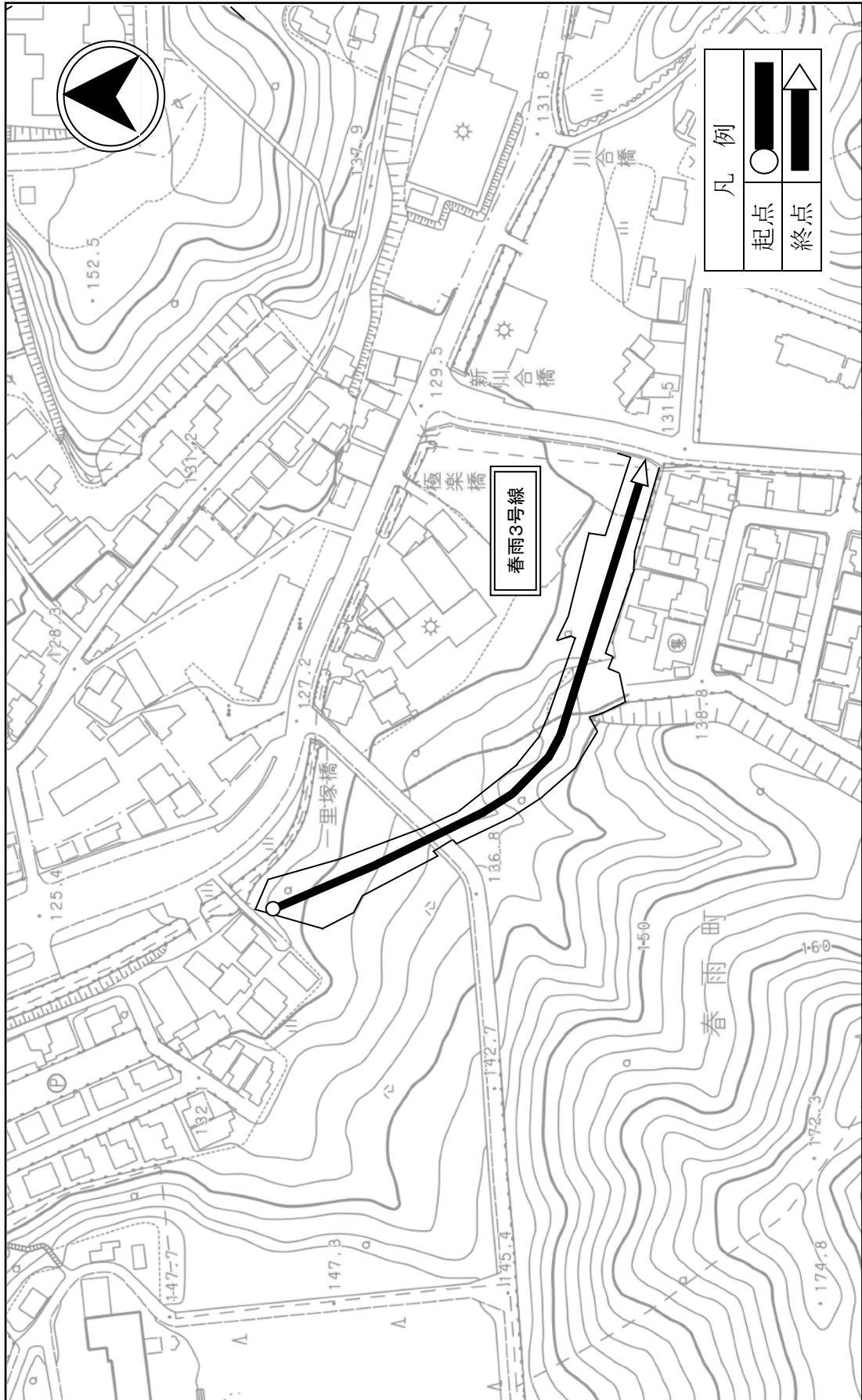
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

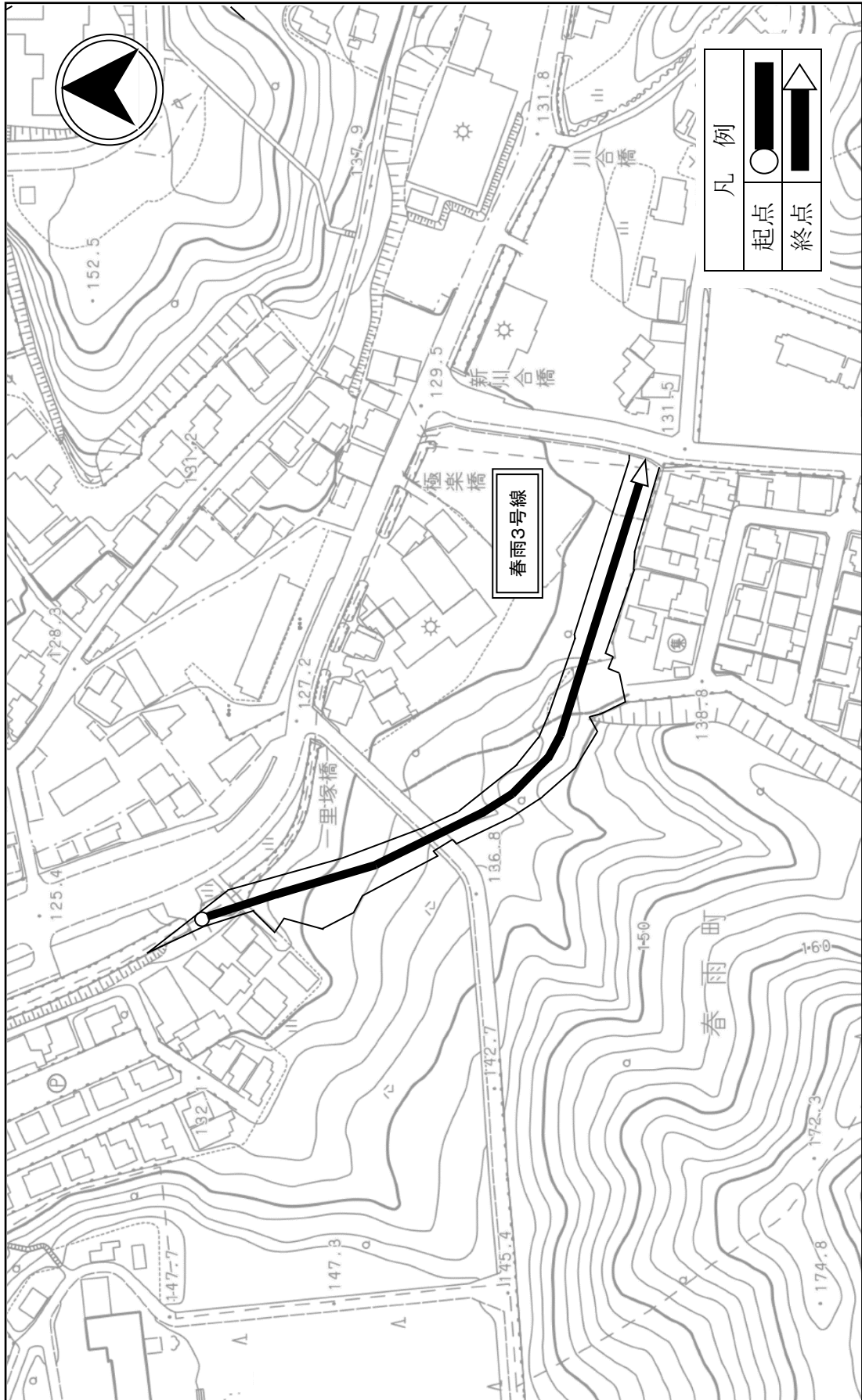
瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
05077	春雨3号線	前	春雨町22番16地先
			春雨町34番1地先
		後	一里塚町21番5地先
			春雨町34番75地先

認定路線図 (変更前)



認定路線図 (変更後)



5年市長提出第13号議案

瀬戸市下水道条例の一部改正について

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた<u>者</u>をいう。<u>ただし、当該協会に登録された日前に協会の登録を取り消されたことがある者のうち、当該取消の日から2年を経過していない者を除く。</u></p> <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた<u>もの</u>をいう。</p> <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長</p>

<p>が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しない<u>者であること</u>。</p> <p>ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない<u>者</u></p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない<u>者</u></p> <p>ウ <u>第6条の7の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者</u></p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある<u>者</u></p> <p>2 <u>前項第4号ウの規定に該当する者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第4号アからエまでに該当しないことを誓約する書類</u></p>	<p>が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しない<u>こと</u>。</p> <p>ア <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</u></p> <p>イ <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u></p> <p>ウ <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が第6条の15の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合</u></p> <p>エ <u>指定工事店が第6条の7第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合</u></p> <p>オ <u>工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合</u></p> <p>2 <u>前項第4号エの規定に該当する場で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第4号ア及びイに該当しないことを誓約する書類</u></p>
--	--

<p>(2) <u>住民票の写し</u>（法人の場合にあっては、<u>当該法人の登記事項証明書及び定款の写し</u>）</p> <p>(3) 営業所の付近見取図及び営業所の写真</p> <p>(4) <u>責任技術者名簿</u></p> <p>(5) 責任技術者証の写し</p> <p>(6) 工事の施工に必要な<u>機械器具</u>を有していることを証する書類</p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p>	<p>(2) 法人の場合は、当該法人の<u>登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類</u></p> <p>(3) 営業所の<u>平面図及び付近見取図</u>及び営業所の写真</p> <p>(4) <u>専属責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類</u></p> <p>(5) <u>専属する責任技術者の責任技術者証の写し</u></p> <p>(6) 工事の施工に必要な<u>設備及び器材</u>を有していることを証する書類</p> <p>(7) <u>納税証明書</u></p>
<p>(指定工事店証)</p>	<p>(指定工事店証)</p>
<p>第6条の4 <省略> 2及び3 <省略></p>	<p>第6条の4 <省略> 2及び3 <省略></p>
<p>4 指定工事店は、第6条の7の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、<u>同条</u>の規定により指定の効力を<u>停止</u>されたときは、その停止期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>(指定の有効期間)</p>	<p>4 指定工事店は、第6条の7の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、<u>同条第2項</u>の規定により指定の効力を<u>一時停止</u>されたときは、その停止期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>(指定の有効期間)</p>
<p>第6条の4の2 指定工事店の指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、第6条の2の指定を受けた日から起算して4年経過後最初に到来する3月31日までとする。</p> <p>(指定の更新)</p>	<p>第6条の4の2 指定工事店の指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、第6条の2の指定を受けた日（以下「<u>指定日</u>」という。）から<u>指定日</u>から起算して4年経過後最初に到来する3月31日までとする。</p> <p>(指定の更新)</p>
<p>第6条の4の3 <省略></p>	<p>第6条の4の3 <省略></p>
<p>2 指定更新を受けようとする指定工事店は、<u>下水道排水設備指定工事店指定申請書</u>に第6条の3第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 指定更新を受けようとする指定工事店は、<u>排水設備指定工事店指定申請書</u>に第6条の3第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>3 <省略></p>	<p>3 <省略></p>

(変更等の届出義務)	(指定の辞退及び異動の届出義務)
<p>第6条の6 指定工事店は、指定工事店としての営業を廃止し、<u>休止し、又は再開しようとするときは、直ちに指定工事店（廃止・休止・再開）届を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第6条の6 指定工事店は、<u>第6条の2第1項の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届を市長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに<u>指定工事店変更届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 責任技術者に異動があったとき。</p> <p>(6) <省略></p> <p>(指定の取消し又は<u>停止</u>)</p>	<p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに<u>指定工事店異動届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>専属する責任技術者に異動があったとき。</u></p> <p>(6) <省略></p> <p>(指定の取消し又は<u>一時停止</u>)</p>
<p>第6条の7</p> <p>市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) <u>第6条の2第1項の指定要件に適合しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(公示)</p>	<p>第6条の7 市長は、<u>指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</u></p> <p>2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(公示)</p>
<p>第6条の11 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は<u>停止したとき。</u></p> <p>(3) <u>第6条の6第1項の規定により指定工事店から営業の廃止、休止又は再開の届出を受理したとき。</u></p>	<p>第6条の11 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は<u>一時停止したとき。</u></p>

(4) <省略>	(3) <省略>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例に基づいて提出された指定の申請は、改正後の瀬戸市下水道条例に基づいて提出されたものとみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、公共下水道に関する事業の一部が広域化されることに伴い、指定工事店の指定等の事務を整理するに当たり、瀬戸市下水道条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。